

令和 6 年度第 2 回船橋市自立支援協議会 会議録

日 時： 令和 6 年 10 月 31 日(木)午前 10 時から

場 所： 本庁舎 9 階 第 1 会議室

出 席： 22 人(委員 1 人の欠席あり)

傍 聴 者： 2 人

<議事>

- ① 船橋市児童相談所の設置について
- ② 船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況について
- ③ 船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況について
- ④ 地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告
- ⑤ 専門部会開催状況について
- ⑥ 「第 4 次船橋市障害者施策に関する計画」及び「第 6 期船橋市障害福祉計画及び第 2 期船橋市障害児福祉計画」の令和 5 年度実績について
- ⑦ 障害者週間記念事業について
- ⑧ その他

<配付資料>

- ・資料 1 船橋市児童相談所の設置について
- ・資料 2-1 障害者虐待対応状況集計表（令和 4 年度～令和 6 年度受理分）
- ・資料 2-2 令和 6 年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧
- ・資料 3 令和 6 年度船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況
- ・資料 4-1 地域生活支援拠点システム運営状況（令和 6 年 8 月末時点）
- ・資料 4-2 令和 6 年度あんしんねっと船橋緊急対応内訳（令和 6 年 8 月末時点）
- ・資料 5 専門部会開催状況（令和 6 年度）
- ・資料 6-1 第 4 次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況（概要版）（令和 5 年度実績）
- ・資料 6-2 第 4 次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況（令和 5 年度実績）
- ・資料 6-3 第 6 期船橋市障害福祉計画及び第 2 期船橋市障害児福祉計画の目標値に対する実績（令和 5 年度実績）
- ・資料 7 第 30 回船橋市障害者週間記念事業
- ・当日配布 地域生活支援拠点システム運営状況報告
- ・当日配布 第 30 回船橋市障害者週間記念事業チラシ
- ・当日配布 船橋市自立支援協議会の皆さまへ（令和 6 年度第 2 回に向けて）
- ・当日配布 船橋市発達支援児の判定手続き等に関する要綱

開会

障害福祉課長補佐

「それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第2回船橋市自立支援協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のなかご出席いただき、ありがとうございます。

本日の会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条に基づき公開となり、会議の傍聴のほか、会議録及び委員の氏名の公表をすることとなっております。

本日の出席委員についてでございますが、23名中22名のご出席をいただいておりますので、船橋市自立支援協議会設置運営要綱第7条第2項の規定により、過半数の出席となり、会議が成立しますことをご報告いたします。

次に、傍聴についてでございますが、船橋市自立支援協議会の会議公開の取扱い基準第3条の規定により、傍聴者の定員は5名となっております。

本日は、2名の傍聴希望者がおります。それではご入室いただきます。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。資料については事前に送付させていただいております。本日お持ちいただくようご案内を差し上げましたが、お持ちでしょうか。お持ちでない方がいらっしゃいましたらお配りいたしますので挙手をお願いします。

配布資料の確認をさせていただきます。1. 次第、2. 席次表、3. 委員名簿、4. 資料1 船橋市児童相談所の設置について、5. 資料2-1 障害者虐待対応状況集計表（令和4年度～令和6年度受理分）、6. 資料2-2 令和6年度船橋市障害者虐待防止対応連絡会議協議状況一覧、7. 資料3 令和6年度船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況、8. 資料4-1 地域生活支援拠点システム運営状況（令和6年8月末時点）、9. 資料4-2 令和6年度あんしんねっと船橋緊急対応内訳（令和6年8月末時点）、10. 資料5 専門部会開催状況（令和6年度）、11. 資料6-1 第4次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況（概要版）（令和5年度実績）、12. 資料6-2 第4次船橋市障害者施策に関する計画進捗状況（令和5年度実績）、13. 資料6-3 第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画の目標値に対する実績（令和5年度実績）、14. 資料7 第30回船橋市障害者週間記念事業

また、当日資料として、席次表、地域生活支援拠点システム運営状況報告、船橋市障害者週間記念事業チラシ、船橋市自立支援協議会の皆さまへ（令和6年度第2回に向けて）、船橋市発達支援児の判定手続き等に関する要綱、じゃなかしゃばという資料を皆様の机に置かせていただいております。

以上が配布資料となっています。全て揃っていますでしょうか。

なお、本日の協議会でございますが、会場の都合で12時までには終了とさせてい

ただきたいと考えております。議事の円滑な進行について、ご協力をお願いいたします。

また、発言される際の留意事項ですが、ご発言の際にはお名前を最初におっしゃっていただくようお願いいたします。手話通訳者がおりますので、発言のスピードにはご配慮ください。

議事事項に入る前に、委員の変更がございましたのでお知らせいたします。新たに、船橋市手をつなぐ育成会、佐藤裕美様が、自立支援協議会委員として参加していただくこととなりました。

ここで、新たに委員になられた佐藤委員から簡単にご挨拶をいただきたいと思います。」

佐藤委員

「はじめまして。船橋市手をつなぐ育成会の池田の後任の会長となりました佐藤裕美と申します。私の息子は生まれた時から全盲で小学校3年生までは、学区の小学校に通っていました。通う目標というのは、地域でお友達を作ることと、地域の皆様に障害児がいるということを周知していただきたいという思いから、普通小学校に通わせました。3年生までにその目的が達成できましたので、4年生からは四街道にございます県立千葉盲学校へ転校いたしました。目標としては、視覚障害の克服、身辺自立を一つでも多くできるように、盲学校へ行きました。知的障害も合わせ持っているんですけども、中学の時に高校卒業後を見越して療育手帳を取得しました。そういうことで息子はずっと視覚障害の環境でおりましたので、今こうして知的障害の団体の代表になっているというのは心苦しい点もあるのですが、代表になったことでこういう会議に参加する機会をいただきましたことで、自分なりに励んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。」

障害福祉課長補佐

「ありがとうございます。それでは、これより議事進行を小松会長にお願いしたいと思っております。小松会長、よろしくお願いいたします。」

議事① 船橋市児童相談所の設置について

小松会長

「皆様おはようございます。千葉病院の小松でございます。また議事進行をさせていただきます。秋に入って、大分コロナの感染状況は落ち着いてきて、ほかの感染症は多々ありますけれども、全体的には落ち着いてきたと。自分の病院のことではありますけれども、5年ぶりに秋祭りを開催いたしまして、全体レクレーションとしてですね。良かったんですけれども、5年という歳月がありましたので、様々なことが、当たり前前にやっていたことができなくなった5年間だったんですね。ですから様々な活

動とか集まりとかそういったことが5年間全てではないですけども、部分的に断絶していた。だからそういった意味でもやはりそれを取り戻していく試みが必要だと思っていますので、会議を通じて皆様の活動の報告をぜひ伺いたいと思います。

それでは議事進行に移りたいと思います。まず議事①船橋市児童相談所の設置についてでございます。船橋市児童相談所の概要について、鈴木児童相談所開設準備課長からご説明をお願いします。」

児童相談所開設準備課長

「資料1 船橋市児童相談所の設置についてをご覧ください。船橋市では船橋の全ての子供たちの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点として、市児童相談所開設に向けた取り組みを進めております。

施設整備につきましては、当初の予定では令和8年4月の開設に向けまして、令和6年3月に工事契約を行う予定で進めておりましたが、入札の不調により、令和6年4月に改めて入札の公告を行い、6月に工事契約を締結し、7月から建設工事に着手しております。竣工は令和8年3月を予定しており、3か月間の開設準備期間を経て、令和8年7月の開設を予定しています。

その他、児童相談所の運営においては関係機関との連携は欠かせないことから、受付体制や連携方法等については検討を進めています。

1、主な経緯と進捗状況についてです。令和3年4月に整備地及び敷地面積を決定しました。同年7月、船橋市児童相談所基本構想を策定。令和4年3月には児童相談所新築工事基本・実施設計に着手しました。令和5年9月に実施設計が完了し、令和6年6月28日、工事契約議案の可決、工事契約を締結し、7月から建設工事に着手しており、現在は、基礎杭の打設を行っております。令和8年3月竣工、令和8年7月開設予定となっております。

2、現在の状況と今後の予定についてです。施設整備についてはただいま申し上げたとおりでございます。

次の人材確保・育成についてでございます。児童相談所に必要な職員は、多岐・多数にわたることから、総務部と協議の上、開設までの研修期間等を考慮して計画的な配置、採用を進めています。また、他自治体への派遣研修等による人材の育成については、令和6年度より職員の派遣先のさらなる拡充を行い、令和6年10月現在、11自治体に33名の職員を派遣しております。

2ページをご覧ください。政令指定協議でございます。児童相談所設置中核市として国から政令指定を受けるにあたり、県より移譲される350項目程度の業務について、適正に引き継ぐことができるよう庁内各課において協議・調整を行っております。また、人事交流や事務引き継ぎ、社会的擁護に関する里親や入所施設に関する事項など様々な事項につきまして、県と市で検討する必要があるため、千葉県及び柏市とともに県市児童相談所設置検討会議を設置し、継続的に協議を行っております。

里親等啓発についてです。一時保護所というものは、虐待や保護者が不在など児童

の安全が脅かされている時や児童の暮らす環境などを家庭から離れた上で状況を把握する必要がある時に児童を一時的に保護する施設のことですが、一時保護所や入所施設に代わって児童の社会的養護を担っていただく里親を確保するため、市独自に里親制度説明会を開催しております。今月は10月26日土曜日に中央公民館で開催しており、来月の11月30日土曜日に高根台公民館で実施する予定です。

主な業務の全体スケジュールは、下記のようにしております。

市児童相談所整備概要でございます。まず建設地ですが、3ページの上段に周辺図を記載しておりますが、船橋市若松2丁目1番16に設置予定です。JR南船橋駅から約徒歩6分になります。この図面ですと右下にございます児童相談所と書いているところです。敷地面積は約3,000㎡、構造、規模は鉄筋コンクリート造地上3階、延べ面積は約3,600㎡、一時保護所定員は32名となっております。

冒頭にも申し上げましたが、児童相談所の運営については関係機関との連携が欠かせないものと考えております。今後自立支援協議会の委員の皆様にも個別に連携についてご相談させていただく機会があると思いますのでその際はどうぞよろしくお願いいたします。私から説明は以上となります。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

山田委員

「児童相談所の委員の方から何年か前にこの自立支援協議会に毎回参加していた時期がございました。それが開設のこととか様々な事情で今いらっしゃらない状況ですけれども、8年7月から開設ということで、大分先にはなりますけれども、開設されたらまた児童相談所からこちらの委員にいらしていただけたらと思ってよろしいんでしょうか。」

障害福祉課長

「今山田委員から伺ったことはまた児童相談所と話して決めて参ります。」

小松会長

「山田委員がおっしゃっているのは市川の児童相談所の件で元々は千葉県からだったと思うんですけれども、市川の児相の方が毎回出席されていて、一時期出席がなくなったので、今後開設された時に出席はどうなるのかという質問ですよね。それは検討中ということで。よろしくお願いいたします。」

千日委員

「いよいよ児童相談所の開設ということでご苦労様です。参考までに教えていただけるものか、設計管理費とか含めた総費用、建設費用はどのくらいになるのでしょうか。」

児童相談所開設準備課長

「工事費で約30億円くらい。工事の管理委託は3700万ですので、全部で30億強く

らいです。」

千日委員

「ありがとうございました。」

清水委員

「ご説明ありがとうございます。書面に書かれていることで、一番上の安全安心な生活を守る、切れ目なく支援する拠点ということで、私は前にもお話させていただいたんですけども子供の地域生活をどう守るかという部分で核になるという印象を持っている訳で、そういった意味で、下の中段に書いてある関係機関との連携。いろんなところで連携という言葉聞くんですけど、なかなか双方向の連携は難しい。確かに秘匿性のあるお仕事のなかで民間とどう連携するのかというところは大きな問題ではあるんですけども、平場で民間がいろんな機関、事業所、子供の安全安心な生活を守るにあたって、一方的な連携は望まないというのは希望であり、できれば双方向、私たちにとって児相さんに何をして欲しいかという訳ではなくて、地域で子供を育てる上で、それぞれが役割として何をするのかという案を考えていきたいというところの基本的な部分があるので、関係機関との連携が欠かせないとおっしゃっていることについて、さらに今後どういう風に考えられるのか、もしくは検討する場があるのか、そういった新しくできるところによって既存の仕組みは仕組みで当然ですけども新たな部分で障害について多種にわたって報道がされている状況なので、これまで厚労省からの資料は何度も読み返しています。そのなかに必要とする連携機関に地域の相談だとか障害福祉の分野、障害種別も載ってますけども、そういった総合相談だとかそういった機関が入っていないところも一つ懸念ではあるし、さらに言うところ子供だけではなく家族で全般のご相談にも乗りますと書いてあります。今日は中間報告ということなんですけども今後このように連携の方法を考えていくというなかでは、こういったこともお話のなかに出させていただけるとか。今日ではなくてご検討いただけるのかどうかを今後考えていただいております。」

また11月30日の里親の件、数年前、市川児相の里親の会に船橋に里親さんがいらっしゃるのでそういった会に参加していました。30日に相談支援機関の参加は可能なかどうか、これは里親さんに興味があるのみの参加なのか、そうではなくてそこを支援する側も参加してよいのかそれについてまたお返事いただければと思います。」

小松会長

「2つの質問ですね。よろしく願いいたします。」

児童相談所開設準備課長

「1つ目の連携の件につきましては、先ほど、今年度から行ってきたご説明いただきましたが、実際、児童相談所の運営については来年度本格的に検討を行う予定です。その際には関係機関の皆様とご意見をお伺いしたりする場を設けたいと思っております。」

次に里親制度説明会なんですけども、この説明会の趣旨というものは市民の皆様
に里親という制度をよく知っていただいて、ひいては里親登録に繋がりたいという内
容です。参加者定員は20名で委託しているオレンジの会というところで参加を受け
付けているところです。ですので、基本的には里親になりたい、または里親はどう
いうものなのかという興味を持った方を対象としております。説明会の内容は、ま
ず里親の制度概要、里親というのはどういうものなのか、何のために里親が必要な
のかといったような説明をした後に実際に招き入れて育てている里親の方から、実
際に里親として活動する上で大変だったことややりがい、良かったこと、そういつ
た実体験をお話してもらいます。その後、希望者を募りまして個別に里親の説明
会、個別相談会と呼んでいます。そういったものを予定しております。ですの
で、事前にご興味のある方がいらっしゃいましたら、市のホームページなどに問い
合わせ先が載っておりますので、そちらからご予約いただければどなたでも参加し
ていただくことができます。」

清水委員

「ありがとうございます。」

小松会長

「ほかにいかがでしょうか。引き続き自立支援協議会にもご参加いただいて、ご説明
をできるチャンスがありましたらよろしく願いいたします。鈴木課長は次の公務
があるとのことで、ここで退出されます。ありがとうございました。」

議事② 船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況について

小松会長

「次に、議事②船橋市障害者虐待防止対応連絡会議開催状況についてでございます。
事務局から報告をお願いします。」

障害福祉課相談支援係長

「資料2-1をご説明します。こちらは、障害者虐待に係る受理及び対応状況について
令和4年度から令和6年8月末時点まで整理した表となっております。

表の左1列の虐待類型小計をご覧ください。こちらは各年度の障害者虐待の類型ご
との受理件数が記載されております。

次に、表の左端4列の太枠部分、終結判断をご覧ください。令和4年度受理案件の
対応状況ですが、養護者虐待の受理件数8件のうち、終結している案件は虐待有り
として終結5件、虐待無しとして終結0件、判断しないとして終結1件であり、2件に
ついては対応中でございます。

施設虐待につきましては、受理件数13件のうち、虐待有りとして終結3件、虐待
無しとして終結6件、判断しないとして終結4件として対応が終結しております。

使用者虐待については、受理件数 3 件全件が判断しないとして終結として対応が終結しております。

続いて、令和 5 年度の受理状況についてですが、養護者虐待の受理件数 13 件のうち、終結している案件は虐待有りとして終結 7 件、虐待無しとして終結 2 件、判断しないとして終結 2 件であり、2 件については対応中でございます。

施設虐待につきましては、受理件数 28 件のうち、終結している案件は虐待有りとして終結 10 件、虐待無しとして終結 7 件、判断しないとして終結 10 件であり、1 件については対応中でございます。

使用者虐待については、受理件数 4 件のうち、終結している案件は判断しないとして終結 3 件であり、1 件については対応中でございます。

最後に、令和 6 年度の受理状況についてですが、養護者虐待の受理件数 3 件。いずれも対応中でございます。

施設虐待につきましては、受理件数 15 件のうち、終結している案件は虐待有りとして終結 1 件、虐待無しとして終結 2 件、判断しないとして終結 2 件であり、10 件については対応中でございます。

使用者虐待については、受理件数 4 件について全て対応中でございます。

対応継続案件については、案件が安定化し、対応が終結し次第、虐待防止対応連絡会議へ報告してまいります。

受理件数の全体の推移についてですが当年度は 8 月末時点で 22 件の受理件数となっております。

このペースでの通報が続けば、最終的には前年度よりも受理件数が増加することが予想されます。

なお、その他、通報者・障害種別・虐待種別等に顕著な傾向はみられないことを申し添えます。

資料 2-1 の説明は以上になります。

続いて、資料 2-2 をご説明します。こちらは、虐待防止対応連絡会議の開催状況を整理した表になります。集計時点は令和 6 年 8 月末現在です。それぞれ、開催日時、虐待類型、協議件数の順に報告いたします。

令和 6 年度の第 1 回目の会議は 5 月 22 日に行われており、件数は、養護者虐待が 4 件、施設虐待が 8 件、使用者虐待は 3 件でした。

第 2 回目の会議は 8 月 21 日に行われており、件数は、養護者虐待が 4 件、施設虐待が 5 件でした。

以上、2 回の会議結果を踏まえての終結等の協議状況について、事務局より協議状況のみご報告します。なお、個人情報保護の観点から個別案件の詳細についてお伝えできませんことをご了承ください。

それでは、表の右端の合計のところをご覧ください。

養護者虐待について、協議案件累計 8 件のうち、虐待の疑い有りとして終結したのが 4 件、虐待の疑いなしとして終結 2 件、虐待の判断に至らず継続 2 件。

施設虐待について、協議案件 13 件のうち、虐待の疑い有りとして終結 2 件、虐待の疑いなしとして終結 4 件、虐待の判断に至らず終結が 7 件です。使用者虐待について、報告案件 3 件のうち、虐待の判断に至らず県に報告として終結 3 件です。資料 2-1、2-2 についての説明は以上です。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

泉委員

「昨年度さざんか会のゆたか福祉苑という事業所で虐待案件がありまして、この件に関して障害福祉課初め、関係機関並びに知的障害者福祉協会の皆さんに大変甚大なご迷惑をおかけしたことを改めてお詫びしたいと思います。今私たちはさざんか会全体で虐待あるいは身体拘束の禁止に向けた研修を行っております。その他に私が週 1 回ゆたか福祉苑に送迎車両を運転しながらゆたか福祉苑の現状を確認しているところです。報道があった当初は非常に固い表情だった職員が少しずつ今は表情が解けておりますが、私たちが一番心配しているのは、冒頭ご挨拶をいただきました育成会の親御さんたちや先達の皆さんが苦勞してここまでさざんか会を育て上げてきたことを、その状況を知らない職員がたくさん増えています。私たちはその親御さんの思いをしっかりと伝えながら改めてさざんか会の社会的存在意義をしっかりと職員とともに考えながら歩んでまいりたいと思っております。ふらっと船橋さんの紹介だったでしょうか、動画研修、こういったことも取り組みながら再発の防止、そして個別の案件について、ディスカッションするような場を設けながら再発防止に努めていることをご報告したいと思います。本当にご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。ありがとうございます。」

小松会長

「ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。」

佐藤委員

「資料 2-1 の右側の黒い枠の中の終結判断の中で、判断しない終結というのがあるんですけど、この判断しないというのは何か基準はあるのでしょうか。」

障害福祉課相談支援係長

「判断しないという部分に関してなんですが、考え方といたしましては虐待通報を受けた後にこちらで事実確認を行いまして、そのなかで得られた情報を検討し、虐待があったかどうか判断するに至らなかった、判断するだけの情報は得られなかったという時に判断をしないという形で終結をしている件数になります。ただその部分の判断ができなくてもその世帯やケースについての支援というのはしっかり入っている

というところで終結という形になります。」

小松会長

「ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。ほかにないようでしたら、次に進みます。」

議事③ 船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況について

小松会長

「次に、議事③船橋市障害者差別解消支援地域協議会開催状況についてでございます。事務局から報告をお願いします。」

障害福祉課相談支援係長

「障害者差別解消支援地域協議会の令和 6 年度開催状況についてご説明します。資料 3 をご覧ください。

障害者差別解消支援地域協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、市が平成 29 年 5 月に設置したものです。

この協議会は、障害者差別に係る相談事例の共有及び意見交換等を行うことにより、参加関係機関の相互理解、ネットワークの構築等を通じ差別解消の取り組みが推進されることにより、障害のある人もない人も共生する社会の実現に資することを目的としております。

第 1 回は 9 月 17 日に開催いたしました。

議事事項 1 では、障害と障害のある人への理解啓発を目的とした障害者理解啓発ポスターの入選作品を選定いたしました。今年度は 18 点の応募をいただきまして、そのうち 1 点を入選作品として選定いたしました。入選作品については障害者理解に関する広報用ポスターに使用し、応募作品については作品集を発行予定です。

議事事項 2 では、障害者差別事例の共有及び意見交換を行いました。

議事事項 3 では、心身の発達において支援を要する児童に対して、当市の保育園への入園手続きに際して行われる保育の利用の適否及び支援の必要性についての判定や、受け入れを行うために必要な事項を定めている船橋市発達支援児の判定手続き等に関する要綱について、ちば MD エコネットの山田委員より、ご意見や担当課との協議の状況についてご説明いただき、共有及び意見交換を行いました。以上が差別解消支援地域協議会の開催状況の報告となります。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

三浦委員

「先ほど船橋市の障害者福祉団体連絡協議会の中で差別解消の委員の方のお話を伺いました。詳しいお話は聞いていないですが、聴覚障害がある方の就労の資格を取りたいんですが、障害のために資格が取れなかったというような話を伺いました。そういった情報は私に入っていなかったもので個人情報がありますので、お話できない部分もあるかと思うんですが、そういったケース事例など私のほうでも共有させていただきたいと思っております。この間の福祉団体協議会で初めて知りました。そういった聴覚障害に関する問題が起こっているということを私のほうでも把握したいので教えていただけますでしょうか。」

障害福祉課相談支援係長

「恐らくその委員の方から出たお話というのは、協議会当日に使用した事例の内容の部分に係るところだと思うんですけども、実際の内容と伝わっている内容が変わっていて、聴覚障害があるために資格が取れなかったというものではありませんでした。障害があるので、資格を維持するのに必要な講習を受けるのに合理的な配慮をしてほしいと申し出た時の相手の対応に関するもので、それについての事例共有を行いました。事例に関することなので詳しくはお話できませんが、違った形で伝わっているのではないかと思います。」

三浦委員

「ありがとうございます。」

小松会長

「ほかにないようでしたら、次に進みます。」

議事④ 地域生活支援拠点システムの運営状況について

小松会長

「次に、議事④地域生活支援拠点システムの運営状況についての報告でございます。事務局から報告をお願いします。」

障害福祉課相談支援係長

「地域生活支援拠点システムの運営状況について報告いたします。資料 4-1、4-2 いずれも 8 月末時点のデータとなっております。」

まず、1. 緊急受け入れ対応状況についてです。緊急性の高い相談のうち、連絡を受けた関係機関から、短期入所等の緊急対応が必要と見込める相談案件については、拠点コーディネーターにて対応することとなります。必要により短期入所施設等を調整

し、対象者を一時的に保護した上で、当人や関係サービス事業者と協議・調整を進めながら、地域生活に向けての支援を行っております。

今年度は8月末時点で10件の対応を行っております。障害種別の内訳は、精神障害1件、知的障害4件、身体・知的重複2件、精神・知的重複1件、身体・精神重複2件となっております。

なお、緊急対応の内訳につきましては、次の資料4-2をご覧ください。緊急対応状況について記録した表となります。拠点コーディネーターは、短期入所施設やグループホームといった社会資源を活用しながら協力依頼を行い、緊急受け入れの対応を行っております。

それでは、資料4-1に戻ります。2の事前登録状況についてです。緊急時に支援が見込めない世帯については、そのような事態になる前に事前登録申請をいただき、拠点コーディネーターとの面談を通じて、緊急受け入れ時に必要な情報を収集し、実際の緊急時の実支援に役立ております。

令和6年8月末時点で408人が登録しており、障害種別の内訳は、精神障害56人、知的障害259人、身体障害20人、身体・知的重複53人、精神・知的重複11人、身体・精神重複7人、三障害重複2人となっております。

こちらにつきましても、今後も順次、面談の実施、台帳作成と情報の整理を進めてまいります。

裏面の3のグループホーム連絡協議会についてです。協議会事務局では、参加事業者の毎月の空き情報等を収集し、関係機関への情報提供を行っております。また、新たにグループホームの立ち上げや運営に関する支援等の相談を受けています。協議会の第1回を6月12日に開催し、今年度よりグループホーム事業所等の実施が努力義務、令和7年度より義務化される、地域連携推進会議について、令和5年度に厚生労働省からの依頼でモデル事業で開催した株式会社ウェルスターの笠村氏より実施内容や所感についてご説明いただき、意見交換を行いました。

続いて、本日追加資料としてお配りいたしました4、地域生活支援拠点システム運営委員会開催状況についてです。当該システムは、事業の稼働後も定期的に運営状況について確認し、課題等が把握されれば、その改善にあたることで、継続的な発展を目指すものです。このチェック機能を担う組織として、拠点運営委員会を発足しております。

今年度は第1回を7月10日に開催し、困難事例ケースの情報共有を行ったほか、今後の検討課題として体験の機会・場の提供の推進に向けた取り組みについて委員の皆様から意見を伺いました。また、昨年度までの運営状況や実績について記載した活動報告書について委員の皆様にご最終確認をいただき、現在市のホームページで公開しております。拠点運営委員会での協議内容を地域移行・福祉サービス部会へ報告しております。資料4の報告は以上です。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。ないようですので次に進みたいと思います。」

議事⑤ 専門部会の開催状況について

小松会長

「次に、議事⑤専門部会開催状況についてでございます。まず、事務局から報告をお願いします。」

障害福祉課計画係長

「専門部会の開催状況について、ご報告させていただきます。

資料 5 をご覧ください。令和 6 年 5 月以降に開催された専門部会についてのご報告となります。就労支援部会が 1 回、地域移行・福祉サービス部会が 1 回、障害児部会が 1 回開催されております。それぞれの会議の詳細につきましては、部会に出席されている委員から、この後報告していただきます。以上でございます。」

小松会長

「それでは、就労支援部会について、山崎委員から報告をお願いします。」

山崎馨子委員

「令和 6 年度の就労支援部会は、今日現在までに 1 回開催しておりますので、会議内容の一部を報告いたします。

まず、就労系サービス事業の報告についてです。こちらは、休職期間中における就労系障害福祉サービスの利用について、および所定労働時間が週 20 時間未満の障害者が、労働時間の延長のために就労系障害福祉サービスの利用することについて、法的に位置づけられたことについて、障害福祉課より説明がありました。これは、元々のサービスの支給要件とは別に所定の要件を定めており、書面で要件の確認を行うことで支給の可否を判断するというものでした。

また、重度訪問介護や同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を受けている方が通勤や勤務時間中にトイレ介助、食事介助、水分介助等の支援を受けられる、船橋市重度障害者等就労支援特別事業の制度の説明及び周知の依頼がありました。

次に、障害者就労支援事業所等合同説明会についてです。こちらは特別支援学校や特別支援学級に在籍する生徒の保護者の方などに対して、生活介護や就労継続支援 B 型を中心とした事業所がブースを設けて活動内容を紹介し、情報を提供する事業です。会議では、各部会員より開催にあたっての意見収集を行いました。

令和 4 年度までは、特別支援学校を会場とし、生徒の保護者の方を中心にご参加い

ただいておりますが、昨年度に引き続き今年度も船橋市役所本庁舎にて実施予定で、離職中や仕事に就けていない市内障害者の方もご参加いただけるような形で、合同説明会の開催を予定しております。11月27日に実施を予定しており、実施後は来場者数やアンケートをとりまとめの上、障害福祉課より実施報告を受ける予定となっております。

次に、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修についてです。こちらは一般企業や福祉施設の職員が一般就労におけるスキル・連携を深めるための研修で、今年度は障害者雇用から学ぶ多様な人材の活用というテーマで、中小企業診断士の長岡美恵子様を講師としてお呼びし、12月4日に開催予定です。会議では、各部会員より開催にあたっての意見収集を行いました。研修開催後は参加者のアンケート結果を集計し、障害福祉課より実施報告を受ける予定となっております。

最後に、障害者就労支援ハンドブック等の見直しについてです。こちらは、以前に就労支援部会からの提言を受け障害福祉課で作成していた、障害者就労に係る各リーフレットについて、作成してからかなり経過していることから、内容の見直し・改善を図ることを目的に、就労支援部会員からの意見収集を行いました。各リーフレットの作成後に部会員となった方も多いことから、今後書面等にて再度意見収集を行う予定です。簡単ではございますが、就労支援部会の報告は以上となります。」

小松会長

「ありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

小松会長

「特にないようでしたら、地域移行・福祉サービス部会について、米村委員から報告をお願いします。」

米村委員

「お手元の資料5をご覧ください。地域移行・福祉サービス部会では、9月25日に第2回目の部会を開催を行いました。報告事項が2件、検討事項が1件ありました。

まず、報告事項として、1つ目、令和6年8月末時点の地域生活支援拠点システム運営状況報告とあんしんねっと船橋緊急対応について、委員より報告がありました。

2つ目としまして、日中サービス支援型共同生活援助事業について、社会福祉法人高嶺福祉会よりグループホームなつみの家、社会福祉法人大久保学園より大久保学園第二共同生活援助事業所、株式会社プロバイドジャパンより HALEKURA、ソーシャルインクルー株式会社よりソーシャルインクルーホーム船橋金杉の運営について、それぞれご報告いただきました。

委員より、透明性の確保方法や生活保護や成年後見人の利用の割合などの質問がありました。

次に検討事項として、強度行動障害がある方へのアンケート案について、委員から10月末をめどに意見をいただくこととなりました。以上で報告を終わります。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。特にないようでしたら、次に進みたいと思います。障害児部会について、篠原委員から報告をお願いします。」

篠原委員

「令和6年度第1回障害児部会は、令和6年7月30日に開催いたしました。議事は、強度行動障害を有する者への予防的支援、その他報告事項となっております。

強度行動障害を有する者への予防的支援についてですが、初めに事務局より船橋市内における対象児童の現状や、国が開催した支援検討のための会議結果概要の説明がありました。委員からは、現状として把握している対象人数よりも実際は多くいるのではないかという指摘や、予防的支援にあたっては、学校や家庭と連携した支援が大事であるという意見があがりました。今後も部会では、今回の議論を深めていく形で、予防的支援の検討を行ってまいります。

そのほか、5点の報告事項がありました。

1点目は、特別支援学級への移動支援についてとして、障害福祉課より、移動支援サービスが利用できる特別支援学級の対象範囲を、現行の学区外のみではなく学区内にも広げることが検討しているとの報告がありました。委員からは、賛成の意見があがったほか、ヘルパーが足りていない現状などの課題の共有がありました。

2点目は、発達支援児の判定手続き等に関する要綱についてとして、山田委員から、保育園への入園には同要綱の条件への同意が必要であることや、判定表に基づいて入園の判定を行っている状況に対して改善を求めていることの報告がありました。委員からは、判定表の項目や運用方法に対して疑問であるとの意見があがりました。

そのほか、3点目として、令和6年度条例改正等について、4点目として、児童発達支援センターの中核機能強化について、5点目として、令和6年8月に開催されました船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会について、それぞれ報告が行われました。障害児部会からの報告は以上となります。」

小松会長

「ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。ないようですので、以上で議事⑤については終わらせていただきます。」

議事⑥ 「第4次船橋市障害者施策に関する計画」及び「第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画」の令和5年度実績について

小松会長

「次に、議事⑥「第4次船橋市障害者施策に関する計画」及び「第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画」の令和5年度実績についてでございます。それでは、事務局から報告をお願いします。」

障害福祉課計画係長

「議事⑥についてご報告いたします。こちらは第4次船橋市障害者施策に関する計画、そして第6期船橋市障害福祉計画及び第2期船橋市障害児福祉計画に関する、令和5年度、昨年度における進捗状況の報告となっております。

この2つの報告は関連する事項も多いことから、2つの計画の実績を合わせてご報告させていただいた後、皆様からご意見を伺いたいと思います。

なお、2つの計画につきましては、それぞれ第4次障害者計画、第6期福祉計画と略称にてご説明させていただきますのでご了承ください。

まず、第4次障害者計画の令和5年度進捗状況についてご報告をさせていただきます。

資料6-1の1ページをご覧ください。第4次障害者計画は、障害者基本法に基づく計画で、国の障害者基本計画を参考にしております。障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で自分の望む生活を送ることができる社会の実現を目的として、令和4年1月に策定しました。

続いて2ページをご覧ください。第4次障害者計画においては、3つの重点課題を示しており、まずその取り組み状況についての報告となります。

まず、①住み慣れた地域で安心して暮らすための支援についてです。住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域生活を支援する相談支援体制の整備と障害のある人とその介護者の高齢化や親亡き後に備えた取り組みを行います。また、市民に対して、障害や障害のある人についての理解の促進を図ります。

基幹相談支援センターふらっと船橋を軸に、障害のある人や障害のある子供とその家族が、身近な地域で相談できるよう、総合相談窓口の複数設置を進めております。令和5年度には、市内4カ所目となる新たな相談窓口の開設に向け、委託する事業所の選定を行いました。

また、地域で生活する障害のある人やその家族が安心して地域で生活し続けられるための支援体制を整えるために、地域生活支援拠点事業を実施しています。令和5年度は緊急時の相談や短期入所の一時受け入れの調整を行う拠点コーディネーターを中心に緊急時の相談や短期入所の一時受け入れの調整を26件行いました。

そして、12月3日から9日の障害者週間の行事として、障害者週間記念事業を開催し、障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。令和5年度は障害者就

労施設等による合同販売会、障害のある方が製作した作品の作品展を開催したほか、目隠しで白杖を使って歩行する白杖体験や、視覚障害に対応した身近な日用品の紹介展示などを実施いたしました。

続きまして、②就労支援の推進についてです。働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を発揮することができるように、一般就労の支援のほか、就労継続支援 B 型等の福祉的就労の工賃向上を図るものでございます。適切な就労相談を受けられるような環境整備を行い、就労後の定着に向けた支援を行います。

就業面及び生活面における一体的な相談支援を行う機関である、障害者就業・生活支援センターへ就労支援員の配置のための補助金を引き続き交付することで、機能強化を図っております。令和 5 年度に、障害者就業・生活支援センターで作業活動を通じた適応訓練や企業面接の同行、履歴書作成のサポート、適職等の提案などの支援を受けて、就職に至った件数は 31 件でした。

企業従業員や障害福祉サービス提供事業所等の職員が一般就労に対する支援の知識を習得するため、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修を実施しております。令和 5 年度は障害者を知ろう～職場の職員の理解を促すためにをテーマとして研修を開催し、障害のある人の就労支援の推進に努めました。

ハローワークとともに、障害者雇用促進就職面接会を実施し、雇用機会の拡大に努めております。令和 5 年度の障害者雇用促進就職面接会の参加者は 81 名で、令和 4 年度に比べ、44 人増えました。

また、毎年船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、障害者就労施設等からの物品等の調達目標金額を定めて、目標金額の達成と障害者就労施設等の受注機会の確保に努めています。令和 5 年度は公園清掃業務委託や窓口の椅子洗浄業務などの発注額の増加により、目標を達成いたしました。

続きまして、③障害のある子供の健やかな成長・発達に向けた支援の充実についてです。こちらにつきましては、療育支援課からご報告させていただきます。」

療育支援課整備計画係長

「障害のある子供に対する支援体制の拡充のため、子供のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図っております。

こども発達相談センターでは、心理発達相談員などの専門職が子供の発達に関する心配事の相談に応じ、相談待ちの状況については、最初に面接する受理面接の実施枠を拡充することで、相談待ちの縮減を図りました。

特別な配慮を要する子供の就学及び教育については、こども発達相談センターから総合教育センターや小学校に引継ぎのための連絡票を送付し、子供の状況を伝えることで適切な教育が受けられるよう支援しました。

また、障害児等の教育・保育環境の充実を目指して、市内の幼稚園や保育所等を延べ 169 回訪問し、巡回相談を行いました。

また、医療的ケア児への支援体制づくりを目的として、医療的ケア児とそのご家族

を対象に実態調査を実施いたしました。東簡易マザーズホームでは、医療的ケア児を含む通所児童に対し、母子分離事業を行いました。

児童発達支援センターにおいては、専門的な支援が行えるようにするため、同センターに対して補助を行いました。

また、障害のある子供への理解を深めることを目的に、幼稚園等の職員に対し発達支援のための講演会を、広く市民向けに市民のための講演会を開催し、子供の地域社会への参加、インクルージョンを推進しました。療育支援課からは以上です。」

障害福祉課計画係長

「重点課題の取り組みとしては以上でございます。

続きまして、5 ページをご覧ください。各論及び推進体制の評価と、今後の方向性について報告いたします。第4次障害者計画では、施策の体系として、分野を7つに整理し、それらの施策を推進するための推進体制として示しております。今回、これらの各施策や推進体制について、所管課の評価や今後の方向性を示しております。

6 ページと7 ページが、評価と今後の方向性をまとめたものとなっています。本日は全体的な内容について説明させていただきますので、詳細については、ご覧になっていただければと思います。

それでは、6 ページをご覧ください。評価としましては、全体の約 88.5%が A 評価となっており、全体的には概ね順調に計画が進捗していると言えます。

続きまして、7 ページをご覧ください。各施策等の今後の方向性につきましては、拡大もしくは継続という結果となっております。

続きまして、8 ページをご覧ください。第4次障害者計画においては、成果目標として19の数値目標を設定しました。評価につきましては、A 評価が12項目、B 評価が5項目、D 評価が2項目という結果となっております。

10 ページをご覧ください。D 評価となっているのは整理番号 338 番、339 番の国民健康保険加入者の特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の項目が現時点で実績が未確定のため、評価できないことから D 評価、今後の方向性が空欄となっています。

続きまして、整理番号 340 をご覧ください。通級指導教室設置校数についてです。①言語障害通級指導教室設置数は令和4年度9校でしたが、兼務校が1校増え、令和5年度では合計10校。②発達障害通級指導教室は令和4年度17校でしたが、兼務校が1校増え、令和5年度は合計18校。③難聴通級指導教室は令和4年度開設工事中でしたが、令和5年度は本務校1校、兼務校が1校の合計2校となりました。

続きまして、整理番号 346 をご覧ください。一般就労への移行者数についてです。令和4年度実績は189人でしたが、令和5年度実績は22人増加し、211人となり、目標値となる148人を上回っています。第4次障害者計画の令和5年度の進捗状況については、以上でございます。

引き続き、第6期福祉計画の目標値に対する令和5年度の進捗報告を行わせていた

だきます。

資料 6-3 の 1 ページをご覧ください。第 6 期船橋市障害福祉計画及び第 2 期船橋市障害児福祉計画は、令和 3 年 3 月に策定しました障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画で、令和 3 年度から 5 年度までを計画期間としております。

4 ページをご覧ください。福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標についてでございます。

まず、①の施設入所者の地域生活への移行についてでございます。5 ページ目中段の令和 5 年度中の実績内訳をご覧ください。令和 5 年度中の地域生活への移行者は 5 人となっております。このうち、本計画の実績となる令和元年度末の入所者は 0 人で、令和 2 年度から令和 5 年度までの間に施設から地域生活に移行した方は、合計で 13 人となり、目標値となる 20 人を下回っているところでございます。引き続き、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支えるサービス体制の構築を図ることにより、障害のある人が地域生活に移行しやすい環境を整備してまいります。

続きまして、6 ページをご覧ください。②の施設入所者数の削減について説明いたします。下の表の左側、令和 5 年度末の施設入所者数は 262 人、令和元年度末の入所者数から 11 人減り、削減率は 4%となっています。目標値となる削減数 5 人、削減率 1.8%を上回っておりますが、今後も施設入所支援の需要はあるものと見込んでおります。

続きまして、7 ページをご覧ください。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてご説明いたします。

令和 3 年度から、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を船橋市が実施主体となって行っており、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、船橋市地域精神保健福祉連絡協議会にて代表者会議を実施しました。また、地域課題の把握と、見える関係づくり及び課題解決に向けた具体的な事項の検討のための実務者会議を、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進部会にて、実施しました。

続きまして、8 ページをご覧ください。地域生活支援拠点等が有する機能の充実にについて説明いたします。

地域生活支援拠点等の整備については、令和元年 10 月に地域生活支援拠点システムあんしんねっと船橋の運用を開始しました。本システムの各機能の実施状況や問題点等を報告し、解決に向けた方策を検討する拠点運営委員会において、令和 5 年度は運営評価及び検討を 3 回実施しました。

続きまして、9 ページをご覧ください。①の福祉施設から一般就労への移行者数についてでございます。

令和 5 年度の福祉施設から一般就労への移行実績は 211 人で、見込みを上回っております。サービス別に見ると、就労移行支援からの一般就労者数が一番多く、140 人、就労継続支援 A 型からは 19 人、就労継続支援 B 型からは 15 人でした。

一般就労の実績の内訳は、10 ページ以降に事業所ごとの移行者数が記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、13 ページをご覧ください。②の就労定着支援事業の利用者数についてでございます。一般就労への移行者のうち、就労定着支援を利用する割合は、令和5年度の実績は43%で、目標値となる70%を下回っています。主に就労移行支援を利用して一般就労した方が就労定着支援を利用しています。

続きまして、14 ページをご覧ください。③の就労定着支援事業の利用者数についてでございます。こちらは、市内15箇所の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合となります。令和5年度の実績は、就労定着率が8割以上の事業所は14事業所であり、割合としては93%となり、見込みを上回っています。続きまして15ページとなりますが、こちらにつきましては、療育支援課からご報告させていただきます。」

療育支援課整備計画係長

「障害児支援の提供体制の整備等につきまして、①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実につきましては、令和5年度におきましても本市2か所設置されております児童発達支援センターへ運営補助を継続し、専門的な支援を受けられる体制としております。

また、保育所等訪問支援の実施体制の構築及び活動のため、制度の周知など連携を図っております。

続きまして16ページをご覧ください。②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保につきましては、それぞれの事業所は既に各1か所以上確保されており、地域における課題の整理等を行いながら支援体制の充実を図っております。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置につきまして、令和5年度におきましては、船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会において関係機関と協議を行い、行政研修を受講した障害児相談支援専門員6名を医療的ケア児等コーディネーターとして配置いたしました。

また、そのコーディネーターを中心とした会議体を協議会の部会と位置づけ、地域における課題の整理など、医療的ケア児への支援に向けた協議を行っているところであります。説明は以上です。」

障害福祉課計画係長

「続きまして、17 ページをご覧ください。相談支援体制の充実・強化等についてございます。

本市の相談支援体制については、基幹相談支援センターふらっと船橋を中心に、様々な障害種別に対応した総合的・専門的な相談支援を実施しています。

令和5年度は、訪問等により、FAS-net 会員への指導・助言を行いました。また、

研修や会議を定期的に開催し、相談支援事業者の人材育成や連携強化の取り組みを実施しました。

続きまして、18 ページをご覧ください。障害福祉サービス等の質の向上についてでございます。

本市では、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取り組みを継続して実施しております。

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、千葉県が実施する障害支援区分認定調査員研修、障害者虐待防止・権利擁護研修に市職員が参加しました。

事業者向けの障害福祉サービス事業者等集団指導については、通常は対面の講習形式で行っていましたが、令和5年度はホームページ上での動画視聴及び資料掲載の形式で行いました。個別の実地指導も実施しており、サービス提供費用を請求した内容についての具体的な指摘事項の例は、集団指導で周知しています。

続きまして19 ページとなりますが、こちらにつきましては、療育支援課からご報告させていただきます。」

療育支援課整備計画係長

「発達障害者等の支援についてでございます。取り組みとして、こども発達相談センター主催で行っているペアレント・トレーニングと、たんぽぽ・ひまわり親子教室主催で行っているピアサポート活動、また、千葉県が養成研修を行っているペアレントメンターの人数を記載しております。ペアレント・トレーニングとピアサポート活動への参加人数は、講座を実施している公設施設の在籍人数の減少等により、見込みを下回っています。説明は以上です。」

障害福祉課計画係長

「続きまして、20 ページをご覧ください。20 ページ以降に障害福祉サービス及び相談支援の見込み量と実績について記載しております。障害福祉サービスの見込み量と実績につきましては、特徴的な点を説明させていただきます。

23 ページをご覧ください。下段(5)居住系サービスのうち、共同生活援助は毎年利用人数が増加しており、需要が見込まれることから、引き続き、グループホームを運営・整備する事業者に対する補助を引き続き行い、グループホームの新設や安定的な運営のための支援に取り組みます。

また、重度障害者や医療的ケアが必要な障害者の需要が見込まれる短期入所併設の日中サービス支援型グループホームの施設の新築に係る整備費について、国の助成制度を活用し補助を行います。

これらの補助を行っていくとともに、船橋市障害福祉施設連絡協議会及び船橋障がい者地域福祉連絡会と連携を図っていきます。

25 ページ以降は地域生活支援事業の見込み量と実績を記載しております。

26 ページをご覧ください。(3) 相談支援事業のうち、障害者相談支援事業について

です。令和元年度の自立支援協議会からの障害者（児）総合相談支援事業の相談窓口複数化の提言を経て、令和5年度には、市内4カ所目となる新たな相談窓口の開設に向け、委託する事業所の選定を行いました。

続きまして、35ページをご覧ください。こちらは、障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量と実績を記載しております。児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の利用人数の実績が見込みを上回っており、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、実績が見込みを下回っております。

36ページをご覧ください。障害児相談支援の実績は見込みを上回っている状況でございます。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の目標値に対する実績の報告は以上でございます。」

小松会長

「長くご報告をありがとうございました。ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。」

佐藤委員

「最後に説明のあった障害児通所施設及び障害児相談支援の見込み量についてというところなんですけれども、特に放課後等デイサービスについて、実績があるんですけれども、先日保護者からなかなか放課後等デイサービスが利用できないで困っているという親御さんの声が非常に聞かれていて、その辺の切実な声は市のほうにあがっているのかということが一つと、最近の若いお母さんも働きになる方も多いのか、幼児期ですと、障害を持ったお子さんを幼稚園に行かせると帰るのが早いので、その後預かり支援がどうもないということではなかなか仕事復帰もできないし、こういうご時世なので働かなければならないけど、働けないという声が非常に多く出ていました。そういう声などは市に届いているのでしょうか。」

療育支援課長

「放課後等デイサービスの利用がなかなか思うようにできないという声というのは、私どもも聞くことがあります。これにつきましては、事業所の基本的な定員があり、1日10人ということで、それほど多くはない方しか利用できないという条件があるということと、やはり地域でお子さんの多いところ、少ないところ、事業所がそこに集中しているのか、分散しているのかということでも利用の困難さが出てきているというのはあると思います。また、どうしてもこういう事業所というのは親御さんの評判というのもあると思いますので、どうしても人気のあるところは利用希望者が集中してしまうということで、なかなか利用に至らないという状況はあるとは考えてはおります。

2つ目の幼児期ということでありましてと小学校入学前のお子さんのお話になるか

とは思いますが、例えば幼稚園の時間帯で言いますと、同じように放課後等デイサービスの未就学児版の児童発達支援がありますけども、こちらも大体幼稚園と同じぐらいの営業時間、大体 10 時から 2 時とかそういう時間帯になってはいます。幼稚園と同じ時間帯、児童発達支援に行くと、その後、例えば保育園と併用しているお子さんであれば保育園に行くとか、そういったことができるんだと思うんですけども、それ以外で言いますと、障害福祉サービスの中で日中一時支援というサービスもありますので、これは児童発達支援や放課後等デイサービスとは違うもので、日中一時支援事業があります。そちらを児童発達支援の、例えば 2 時以降の時間帯利用されているという方もいらっしゃると思っております。預かり先ということでありまして、今申し上げた保育園に併用をされるか、日中一時支援かというところになるかと思えます。」

佐藤委員

「ありがとうございました。今お話のあった例えば、幼稚園に行っているんだけど、卒園に向けて、放課後等デイも今後使っていくのでということで、親御さんが希望されているんだけどなかなか放デイが見つからないというのと、児童発達支援センターと併用されている事業所もあって、そこに通われている方はそのままその後、その時間帯を放デイに行くと。そうすると幼稚園に行かれています方はなかなか放デイに行かなくてということで、それでも親御さんが一生懸命交渉したら、慣らし保育ではないけれども、月に 1 回放デイを利用していいですよということで、行き始めたけれども、月 1 回では慣れることはできないと。それでもやっぱり卒業後、放デイを利用しないと困るんだけど、なかなか見つからないというふうに困っているというご意見がありました。

あと、放デイは高校生まで利用できますよね。ただ中学生以上になるとなかなか放デイが見つからない。確かに小学生以下のお子さんと中学生、高校生の方と一緒にするのはなかなか難しいと思うんですけども、小学生卒業すると行き場所がないというご意見も色々聞いております。そういったことで、もう少し市からも働きかけのようなことは、すぐではなくて、今後何か検討していただけるとよろしいかなと思っています。」

療育支援課長

「小学校入学前のお子さんと入学後 18 歳までのお子さんは、同じ建物で事業を行っている場合であったとしても、基本的には分けて利用はされている。時間帯もそうですけども。そうすると、小学生から高校生までというところで、中学生以上となるとなかなか利用がというお話につきましては、お宅のところは中高生を中心に受けてくださいねとか、小学生だけ見てくださいというようなことというのは、働きかけというのは、難しいところではあると思うんですけども、そこで働いている従業員の方の支援スキルとか、事業所の方針などもありますので、依頼という形で事業所にするの

は難しいと思うんですけども事業所によって偏りがあるのかどうかというのは調べてみたいと思います。それで中学生、高校生ではある程度1人でも通所したり、遠く離れたところも通所したりできるのかなと思いますので、そういった利用者の状況を調べて、現状を把握してから検討したいと思います。」

佐藤委員

「ありがとうございます。」

清水委員

「保育所等訪問のことについてお聞きしたいです。4次の計画の進捗の取り組みについて、169回訪問し、巡回相談を受けたというような形だとか、第2期でも数字を上回っているという点で、主たる相談っていったい何だろうと。これ始まる前、私たちも保育所から相談を受けて訪問したことがありました。相談の傾向とその頻度、お子さんに対して何回、その保育所、幼稚園に対して何回行ってこの回数なのかとか、実施するなかでの課題みたいなものが整理されているのであれば教えていただきたいと思っております。」

小松会長

「では、担当の方よろしいでしょうか。」

療育支援課長

「こども発達相談センターの巡回相談というお話でよろしかったでしょうか。」

療育支援課整備計画係長

「清水委員にお伺いするのですが、お伺いされたいのが、保育所等訪問という事業なのか、こども発達相談センターの巡回相談の件なのか、今お話が混じっていたようなのでどちらかお伺いできますでしょうか。」

清水委員

「できれば両方になります。これだけニーズがあるということ、双方の事業がニーズがあるということは、その傾向があるはずでしょうし、聞いている内容は共通すると思います。分けて聞いていないので申し訳ないですけども。」

療育支援課長

「まずこども発達相談センターの巡回相談については、延べ169園となっているのは、公立保育園が14施設、私立保育園が82施設、認定こども園が13施設、幼稚園が35施設、認可外保育園が7施設。全て延べです。小規模保育が18施設ということになっております。保育所等訪問支援に関しては、支給決定は1人3日というのがある

りまして、月3日最大訪問をしていただけたというところにはなっております。」

清水委員

「頻度はありがとうございます。主たる相談内容とか、課題とか何か検討すべきこと
って浮き彫りになっていらっしゃるんでしょうかね。」

療育支援課長

「こども発達相談センターの巡回相談につきましては、支援が必要なお子さんに対してその保育園や幼稚園の先生方がそのお子さんにどのように関わっていったらいいかということをごども発達相談センターの専門職から助言を受けて、その子に関して適切な関わり方をアドバイスをさせていただいているというところではあります。相談内容等については、それぞれお子さんに応じてあるかと思えますけれども、具体的な内容は、例えば心理士が行った場合は、周りとのコミュニケーションの取り方、そのお子さんとそのお友達とのトラブルの対処の方法ですとか、集団活動の中に上手く入っていけないお子さんがいた場合にどのように支援をしていくかというようなことを巡回に行った職員からのアドバイスをさせていただいています。

課題につきましては、もっと頻度を増やして欲しいというご要望がある中で、そのご期待に添えないというところで、回数的に今、年2回しか回れていないというところが現状ではありますので、もう1回程度増やしていきたいというところで、人員の要望はしているところではあります。実際に現場には行けないとしても、電話相談が園の先生からあれば、こども発達相談センターではさせていただいています。」

療育支援課整備計画係長

「続きまして、保育所等訪問なんですけれども合理的配慮が必要になったこともありまして、幼稚園、保育園などに入られる障害をお持ちのお子さんが増えてきている現状があるかと思えます。ですので、保育所等訪問の利用も増えているという状況にあります。まだ保育所等訪問というのがどういったものなのかというのが浸透していない部分があるかと思えますので、療育支援課では引き続き保育所等訪問の内容の周知を努めて参りたいと思います。以上です。」

小松会長

「ほかにございますでしょうか。時間も押してますので、それでは次に進みたいと思います。」

議事⑦ 障害者週間記念事業について

小松会長

「次に、議事⑦障害者週間記念事業についてでございます。それでは、事務局から報告をお願いします。」

障害福祉課計画係長

「議事 7、障害者週間記念事業についてお話いたします。資料 7 と追加資料としてチラシを机の上に置かせていただきましたので、合わせてご覧ください。

12 月 3 日から 9 日までの障害者週間に合わせて、市では、市民の皆様に障害への理解を深めてもらい、障害のある人の社会参加を進めることを目的に、12 月 6 日金曜日、7 日土曜日に、イオンモール船橋で船橋市障害者週間記念事業を開催します。おかげ様で毎年度大変多くの方にお越しいただいております、昨年度イオンモール船橋には 2,123 名の方々にご来場をいただきました。

今年度の事業内容としましては、毎年開催しております、障害のある方が製作した絵画などを展示する作品展、障害者就労施設等による販売会に加えて、6 日にはボッチャなどのパラスポーツ体験会、7 日にはデフアスリート講演会・体験会を実施します。

デフアスリート講演会・体験会では、講師としてデフビーチバレー選手の竹村徳比古さんをお招きいたします。

内容は聞こえない、聞こえにくいってどういうこと？ということテーマにした講演と、相手の声が聞こえないなかでのコミュニケーションの取り方を学ぶ体験会となっております、小中学生を対象に予約制で実施いたします。

委員の皆様もぜひご都合がよろしければ、お越しくださいますよう、お願いいたします。以上でございます。」

小松会長

「ありがとうございます。」

議事⑧ その他

小松会長

「最後に、議事⑧その他についてでございます。何かご発言されたいことがある方はいらっしゃいますか。」

山田委員

「資料をお配りして、皆様でご覧くださいませ。障害のある子の保育に関して、皆様にご覧いただきたいものがあり、事務局のご協力を得て配布させていただきました。

この資料は船橋市発達支援児の判定手続き等に関する要綱というもので、これは市のホームページで見ることができます。要綱第1条には心身の発達において支援を要する児童の保育の利用の適否及び支援の必要性についての判定や受け入れを行うために必要な事項を定めるものと書かれていまして、障害のある子や支援を必要とする子の保育園への受け入れの関門ともいうべきものと、受け取ることができます。私は、この要綱を見せていただいて、この要綱に改善していただきたい点があると考えています。それはまず1つには判定というあり方です。判定というのは入れるか入れないかということになります。せっかく保育園に希望を出せたとしてもこの判定というのは、保護者は大変不安に陥ると思います。

それともう1つは判定表の項目に書かれている内容でございます。皆様資料の後ろのほうに判定表というものがございしますが、それをご覧いただきたいと思います。この要綱で体験保育等と受けることになり、体験保育を受けた子供たちは、その受けた保育園でこの判定表に従って判定されるという形になります。そのように受け取ることができます。この判定表には1歳6か月未満までとか、いろんな年齢とかそういうものによって1、2、3となっておりますけれども、そのなかの判定表2というものを見ていただきたいと思います。保育観察判定基準表1歳6か月から3歳未満までの判定表に、この中にはよく見られる行動としていくつもでてきますが、意味なく他人を叩く、その横に意味があって他人を叩く。このような形で2番は意味もなく他人を噛みつく、その横に意味があって他人に噛みつくというような非常に行動障害的な項目が並んでおります。そして体験保育を実施した保育園で保育士さんや園長や関係する方たちがこの判定表に従ってお子さんを見ることになるわけですね。それでこのような判定というのは今あり得るのかと。意味があってというふうに、右側にはなってますけど、意味もなくこのような行動をするということが私どもいろんな相談、研修等を受けましても必ず行動には意味があるんだと、その意味を接する私たち大人はどのように理解するかそれが一番重要であると聞いて参りました。そういうことでこの全体ですね、手続き等に関する要綱と判定表は改善の余地があるのではないかと考えました。続いて読ませていただきますと、障害のある子の保育園入園については船橋市大きな改善をしていただき、最初は保護者が希望を出せる園が限定されていましたが、今全部の園に希望を出せることになったんですね。これは大変ありがたいことです。障害者差別解消法が今年度から改正されたことがあり、その中で私間違えて差別的取り扱いをしないことを入れてしまいましたが、この差別的取り扱いをしないことは解消法の最初から決められていて、今回の改正では合理的配慮を行うということが私立の保育園にも課せられることになったというのが非常に大きい。そしてこれもその改善につながって市に関係者の皆様に厚く御礼申し上げますところでございます。しかし入園にあたって、上記の要綱があります。これに規定された条件を了

承することを求められ、同意書があります。そして体験保育で判定表によって判定されると。先ほど申しましたが。これでは安心して入園希望を出すことができないという保護者の声がありました。そこでこうした懸念をちば MD エコネットを担当課に伝え、話し合いを行っております。話し合いの中で1人の保護者が障害のある子を分けないでほしいんですと発言しました。これがインクルーシブ保育、そしてインクルーシブな社会の原点ではないでしょうか。船橋市障害者施策に関する計画の基本理念、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会に重なる願いだと思います。そこで障害のある子の保育園受け入れについてこのような課題があることを協議会の皆様に共有していただきたいと思いますと思っております。

補足しますと担当課とお話し合いをしておりますが、担当課はこの問題を大変前向きに受け止めてくださっております。また保育現場をインクルーシブな方向でアドバイスしようと懸命に動いてくださっておりますので、恐らくこの問題についても前向きな検討をしていただけるのではないかと期待しております。またほかにもこの件について意見がある方がいらっしゃると聞いていますので、ぜひ協議会の皆様から意見をいただきたいと思います。」

小松会長

「山田委員、ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。」

池田委員

「今の山田委員の発言の内容で、当事者の親御さんがホームページを確認されまして、このようなご意見があったのでここで述べさせていただきたいと思います。判定基準、親御さんが障害児を授かったことに対して、世の中がこんなに親を傷つける言葉を使うのですねと言われてしまいました。意味もなく、意味もないという言葉がこの親御さんにとっては心に突き刺さったようです。これからどのように向き合い育てていこうか悩んでいると言っているお母さまが意味もなくという言葉でちょっとメンタル面に不調な状態になってしまい、成人された方でも当事者にとっては意味があり、不穏な行動に出してしまうことは、よく私も支援上、よく目にすることです。ありうることだと思われま。幼児だからといって大人から見て、意味がないように感じられることも当事者にとっては意味があるのかもしれないです。発達支援児として初めて地域に出て行こうとしている判定要綱に親御さんは過敏になられています。もう少し違う表現ができないのでしょうか。以前船橋市で知的障害をお持ちのお子さんのお母さまが他市に移られたんですが、保育園に入園させようとした際に、2人のお子さんを別々の保育園にさせられ役所で大きな声で抗議をしてしまったことがあります。入園ができる枠がなく結果的に別々の保育園を通うことになったのですが、そのお母さまはいまだに自分で上手く対応できずどうしたらいいかとお話に来ることがございます。障害の有無に関わらず、悩み困っている方々はたくさんいると思いますが、表現

一つで気持ちの持ち方が変わるのであれば、ここに書かれている判定基準の意味もなく、意味があつてというような言葉はご配慮いただけたらありがたいと思っております。」

小松会長

「ありがとうございました。ほかに発言よろしいでしょうか。」

こども家庭部長

「様々なご意見いただいております。ありがとうございます。」

今回の指摘については、今年の7月の障害児部会において、委員の方からご意見をいただいております。この件につきましては直近では先週、所管の保育運営課と話し合いを行わせていただいております。改善に向けた準備を進めているところでございます。この要綱につきましては、お子さんをしっかりと保育の現場、保育園で受け入れていくためどのような保育環境を整えていくかということを見極めるための要綱でございますので、保護者の方に配慮して表現等、ご指摘していただいたことについては、しっかりと受け止めて、見直しの作業を進めていきたいと考えております。以上です。ありがとうございます。」

小松会長

「よろしいでしょうか。ほかになれば、時間も超過していますけれども意義のある話し合いはできたと思います。それでは本日の議事事項を終わります。最後に事務局から事務連絡をお願いします。」

障害福祉課長補佐

「次回の開催についてご連絡いたします。次回は1月頃を予定しております。令和7・8年度自立支援協議会専門部会の構成についてご報告する予定です。

詳しい開催日時・議題については、今後検討し、決まりましたら皆様にご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の会議を終了したいと思います。ありがとうございました。」